

福岡市コミュニティ施策推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 市及びコミュニティ（自治協議会、自治会・町内会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織等をいう。）が行う、コミュニティの自治の確立及びコミュニティと市の共働に向けた取り組みを推進するため、「福岡市コミュニティ施策推進委員会」（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) コミュニティの自治の確立に関すること。
- (2) コミュニティと市の共働に関すること。
- (3) その他、コミュニティに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1名
- (2) 自治協議会等会長 2名
- (3) 公民館館長 1名
- (4) 地域活動実践者 2名
- (5) 区長 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。
- 3 会議は、原則としてこれを公開する。

(庶務)

第7条 委員会の事務局は、市民局コミュニティ推進部コミュニティ推進課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月3日から施行する。